

第9期分別収集計画の策定に関する

町民意見提出手続き（パブリックコメント）実施要領

八雲町自治基本条例第 14 条の規定に基づき、第9期分別収集計画の策定に関するパブリックコメントを下記のとおり行います。

1. 案件名 第9期分別収集計画の策定

2. 策定の趣旨

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第 112 号。以下「容器包装リサイクル法」という。）第8条に規定する市町村分別収集計画については、3年ごとに、5年を一期として策定するものとされています。

このため、令和元年度中に、令和2年4月を始期とする第9期（令和2年度～6年度）の市町村分別収集計画を策定しようとするものです。

3. 意見の募集期間

令和元年 8月 1日（木） ～ 8月30日（金）まで

4. 提出できる方

- (1) 町内に住所を有する方
- (2) 住所を有していなくても、町内の事業所で働いている方または、学んでいる方
- (3) 町内で活動する法人、団体

※ 年齢制限はありません。

5. 留意事項

意見の提出に当たっては、書面に必ず、住所、氏名、（法人その他団体の場合は、名称および代表者名）、電話番号を記載願います。記載がない場合は、取扱いできません。また、電話での受付も行っていません。

個人情報、本件の内部管理のみに使用します。意見提出及び、検討結果の公表にあたっては、個人情報を公表することはありません。

6. 資料の入手方法

- ① 八雲町ホームページ（自治基本条例ホームページ）からダウンロード
(<https://www.town.yakumo.lg.jp/pr/jichi/>)

② 次の場所へ備え付け

八雲町役場環境水道課環境衛生係・熊石総合支所住民サービス課・落部支所

7. 提出方法

意見の提出方法は、次のいずれかの方法とします。

① 書面の持参 ② 郵送 ③ ファックス ④ 電子メール

※ 電話での申し込みは受付ていません。

8. 提出先・お問合わせ先

環境水道課環境衛生係

・郵送 〒049-3192 八雲町住初町 138 番地 八雲町役場環境水道課 宛

・電話（直通） 0137-63-2020

・ファックス 0137-62-2120

・電子メール kankyou@town.yakumo.lg.jp

※ 書面を持参いただける場合は、熊石総合支所（住民サービス課）・落部支所でも受け付けしています。